

県都まえばし創生本部設置要綱

(設置)

第1条 本市の少子化と人口減少を克服し、将来にわたって活力ある地域を維持していくための全庁的な施策の推進を図るため、県都まえばし創生本部（以下「創生本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 創生本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 県都まえばし創生プラン（前橋版人口ビジョン・総合戦略）の進捗管理
- (2) 第七次前橋市総合計画の策定
- (3) 地方版規制改革の取り組みなど、その他地方創生に関すること

(組織)

第3条 創生本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は市長をもって充て、副本部長は副市長、教育長及び公営企業管理者をもって充てる。
- 3 本部員は、別表に掲げる職にある職員をもって充てる。

(職務)

第4条 本部長は、創生本部を統括する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。
- 3 本部員は、所掌事務の推進に向けて、関係部局との調整及び連携を行う。

(会議)

第5条 創生本部の会議は、本部長が招集し、その議長となる。

- 2 本部長は、必要があると認めるときは、その会議に本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(有識者会議)

第6条 本部長は、所掌事務の推進にあたり、創生本部への助言及び意見交換を行うための有識者会議を設置する。

- 2 有識者会議は、住民代表並びに産業界、行政機関、高等教育機関、金融機関及び労働団体の有識者をもって構成する。

(下部組織)

第7条 本部長は、創生本部の所掌事務を効果的に推進するため、必要に応じて創生本部の下部組織として専門部会、ワーキンググループ等を設置することができる。

(庶務)

第8条 創生本部の庶務は、政策部政策推進課において処理する。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、創生本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年1月27日から施行する。

この要綱は、平成28年8月29日から施行する。

別表（第3条関係）

総務部長、政策部長、財務部長、市民部長、大胡支所長、宮城支所長、 粕川支所長、富士見支所長、文化スポーツ観光部長、福祉部長、健康部長、 環境部長、産業経済部長、農政部長、都市計画部長、建設部長、会計管理者、 議会事務局長、監査委員事務局長、教育次長、指導担当次長、水道局長、 消防局長
--